

自由選択実習(6年) (Elective clinical practice)

【責任者/担当者】

池内 浩基 臨床実習統括責任者、平野 公通 卒後研修室長、
庄司 拓仁 講師 (医学教育センター)

はじめに

第1～5学年次までの教育は本学ならびに本学大学病院、実習先として指定された病院、医療施設で実施されてきました。最終学年の第6学年次では、学生自身が6年間の医学教育を締めくくる「場」とその内容・計画を自ら考えてください。社会に出て医師として生きる上で、自ら選び、自ら学び、自ら伸びようとするは何より大切です。これまで本学の教育に飽き足らないと感じていた場合は、積極的に本科目を利用してください。幅広い臨床体験、患者コンタクト、研究、留学などを支援します。

実習概要

期間:8週間。基本的には4週間2回に分ける。この実習は、診療参加型臨床実習である。原則として、同一診療科で4週間通して実習を行う。そのため、1～3週間のみ受け入れ可能な場合は、特別な事情がない限り、不可とする。2週ずつの組み合わせも原則として不可とする。

実習内容:海外研修(短期留学)、学外実習、四大学相互乗り入れ実習、学内実習、研究室配属(臨床・基礎、学外)、ボランティア、補習講義などとする。学生の自主性・希望を尊重するが、第5学年次までの実習評価、内容、アウトカム評価、成績などにより、内容ならびに実習先を指定する場合がある。

成績の取り扱い:〈全員共通〉

卒業に必須の単位である。不合格の場合は卒業できない。低評価、態度不良、出席不良の場合、D評価の場合は、卒業総合試験総点から50点減点する(卒業判定の参考となるメック冬模擬試験の受験資格剥奪、卒業判定保留、あるいは卒業試験受験資格剥奪などの処分、卒業総合試験からの減点などが教務委員会や教授会の議を経て決定される場合があるので、注意すること)。

実習中におけるアンプロフェッショナルな行動が報告された場合は教務委員会で審議の上、下記の評価を行う場合がある。

- ・不合格(第6学年次留年)
- ・進級(卒業)判定における教育的配慮を行わない。
- ・卒業総合試験より50点減点

〈海外実習〉

本学姉妹校・協定校以外の実習については、Daily Log を含む実習記録(所定用紙)を帰国後 1 週間以内に医療人育成研修センターに提出すること。

〈学外臨床実習〉

学生は Daily Log を含む実習記録(所定用紙)実習最終日に各病院の指導者に提出すること。Moodle を用いた経験症例、経験症候の入力は継続すること。指導医の承認は不要とする。なお理由の如何を問わず、欠席した場合は欠席日数分の補習を学内で行う。

〈ボランティア〉

学生は、Daily Log を含む実習記録(所定用紙)実習最終日に各施設の指導者に提出すること。なお、理由の如何を問わず、欠席した場合は欠席日数分の補習を学内で行う。

〈研究室配属〉

学生は研究のサマリー(様式自由)を実習最終日に各研究室の指導者に提出すること。

〈学内選択実習〉

学生は Daily Log を含む実習記録(所定用紙)実習最終日に各診療科の指導者に提出すること。なお、理由の如何を問わず、欠席した場合は欠席日数分の補習を学内で行う。

決 定 手 順:実習の併願は可能であるが、原則として海外研修(短期留学)、学外実習(ボランティアを含む)、学外の研究実習、学内の研究実習、学内選択実習、補習講義の順で決定する。前年度に決定するので、それぞれの締め切りはその都度掲示にて行うので注意すること。

申 請 手 順:申請については Moodle を使用する。希望調査を実施するので、締切日までに所定の用紙(Moodle に掲載)に入力し、Moodle 上で申請手続きを行う。万が一、止むを得ない事情で遅れる場合は遅延理由書を提出すること。なお、既定の期日までに希望提出がない場合は、実習参加の意思がないとみなし、不合格とする。

●海外実習(短期留学)

基本的には本学姉妹校・協定校に国際交流センターによる学内選考により派遣を決定する。募集時期については国際交流センターの掲示等を参照すること。

上記以外であっても所属長(Dean など)の正式受け入れがあれば、派遣可能である。また Moodle で申請手続きを行った後、正式には国際交流センターを介して連絡すること。学生の安全確保、出欠管理は必須であり、簡単な評価も依頼する予定。

調整可能であれば8週間も許可する。原則として第5学年次Cクラスの学生は許可しない。

●学外臨床実習

原則として病院での実習とする。ただし、実習先病院から指示があった場合や、学生自身で実習希望先病院の診療科・担当医に連絡し、承諾を得た場合には複数診療科での実習を可とする。既存の本学学外実習指定病院以外で実施する。

診療所は原則認めない。ただし、理由書を提出し、認められた場合はその限りではない。

所在地、国立、公立、私立を問わない。ただし、親族経営病院は避けること。また親族が指導者となることも好ましくない。希望があれば既存の学外実習病院でも許可するが、手続きは同様である。

大学から学生が希望する病院の病院長宛に依頼文書を出し、学生の安全確保、出欠管理、簡単な評価をお願いする。可能であれば、病院見学の際などに学生自身が受け入れ希望診療科の担当医より内諾を事前に得ること。内諾は、診療科の医師から得ること。(事務ではないので注意すること。)また、希望する施設によっては、診療科の内諾がなければ受け入れ手続きができない為、各自必ず希望する施設のホームページ等で内諾が必要か確認すること。

●四大学相互乗り入れ実習

以前より実施している大阪医科薬科大学、関西医科大学、近畿大学医学部での実習である。

本実習は基本的に2週間単位であるため、原則として2週間連続して2か所(2大学でも可)で実習を行うこと。

実習募集時期、決定時期などは四大学間の取り決めに準拠するため、別途掲示等により通知するので注意すること。

●ボランティア

医療施設、福祉施設など医療・福祉系の機関でのボランティア活動、被災地での医療支援活動などを対象とする。4週間を限度とする。

大学から受け入れ先の施設長、代表に依頼文書を出し、学生の安全確保、出欠管理、簡単な評価をお願いする。原則として第5学年次Cクラスの学生は許可しない。また代表者が不明確な組織、医療・福祉系以外の組織でのボランティアは許可しない。海外ボランティアの場合、経費補助は行わない。

●研究室配属

学内、学外の研究室に配属し、基礎研究・臨床研究に従事する。Moodle で申請手続きを行った後、教務委員会の許可を受ける。学外の場合は、大学から希望する大学等の学長、研究室責任者宛依頼文書を発送し受け入れをお願いする。原則として、学生自身が受け入れ研究室の内諾を事前に得る。指導教員には学生の安全確保、出欠管理、簡単な評価をお願いする。実験の内容により8週間も可能とする。なお、研究室については基礎医学だけでなく臨床医学系講座・部門も可能である。

●学内選択実習

学内の診療科で4週間の診療参加型臨床実習を行う。ただし以下の条件とする。

- ① 将来の専攻希望を前提として実習を行う。
- ② 実習内容は各診療科に一任する。
- ③ 5年生など下級生を屋根瓦方式で指導することは義務とする。

Moodle で申請手続きを行った後、各診療科がどの学生を受け入れるかの選考を行う。またアウトカム評価も参考にする。

第5学年次までの臨床実習におけるアウトカム評価において到達度が低い場合、ならびに経験症例、経験症候が少ない場合は教務委員会が実習部門、実習内容を指示する場合もある。Moodle を用いた経験症例、経験症候の入力は継続すること。指導医の承認は不要とする。

●補習講義

第6学年次Cクラスになった場合、ならびに教務委員会で特に指名があった場合は、後半4週間を補習とする。補習内容については追って定める。

●臨床実習中の身だしなみについて

学生は、患者さんを診察するのに相応しい服装、髪型、履物を身につける。判断の基準は、患者さんの立場にたって、不審、不快でないと思われること。不適切な学生は参加させない。

〈白衣(ケーシー)、名札〉

- ・こまめに洗濯し、交換すること。しわ、汚れやしみのあるもの、破れたものは着用しない。
- ・ずり落ちたズボンなどサイズの合わないものは着用しない。裾上げ等を必ず事前に行うこと。
- ・半袖ケーシーの襟や袖からアンダーシャツ、長袖を出さない。厚手の下着等で調節すること。
- ・肌、下着、Tシャツ等の柄などが白衣やケーシーから透けてはならない。
- ・名札は必ず着用し、胸の位置につける。首からかけるタイプは不可。

〈履物〉

- ・白色の運動靴、上履きを着用(サンダル、スリッパ、下駄、合成樹脂性の履物は不可)。

- ・靴下は必ず着用し、白色を原則とする。くるぶしが十分隠れるものを着用すること。

〈頭髪〉

- ・感染予防の観点から白衣に付着させない。
- ・寝癖や乱れを整える。
- ・茶髪の染髪、染髪を隠す黒彩は不可。
- ・女子で白衣にかかる場合は髪をまとめ、ポニーテールではなくお団子にすること。まとまりにくい場合はヘアピンやネット等を使用し、髪が飛び出さないようにする。
- ・男子は髪が襟にかからないこと。(後ろでまとめるのは禁止)
- ・男女とも長い前髪は不可。

〈その他禁止事項〉

- ・ペインティングした爪
- ・アクセサリ、過度の化粧や香水
- ・カラーコンタクト
- ・刺青、タトゥー
- ・すべての種類のひげ、長いもみあげ
- ・喫煙
- ・白衣での外出など

〈マスクについて〉

- ・マスクは原則として大学配布のマスク、もしくは白色で一定の性能を有するマスク(不織布製)を着用すること。

(付記)

- ① 2022 年度第 6 学年次で留年した場合は、2023 年度は原則として前半 4 週間は補習、後半 4 週間は臨床実習とする。
- ② 2022 年度第 5 学年次で留年した場合は、2022 年度として内定した予定はすべてキャンセルされる。
- ③ 第 5 学年次までの臨床実習における受けもち患者での経験症候や症例が偏っている場合ならびにアウトカム評価において到達度が低い場合は教務委員会が実習部門、実習内容を指示する場合もある。
- ④ 自分で実習が組めない場合は、医療人育成研修センター・教務委員会で斡旋・調整を行うが(学内、学外、補習など)、原則として希望は考慮されない。また先方の都合により実習期間が不足する場合(例えば 4 週間の実習期間に対して受け入れが 3 週間など)は、不足分の実習を指名するか、課題を与える。

- ⑤ 針刺し事故などへの対応は、原則として第4～5 学年次臨床実習、学外臨床実習に準ずる。
- ⑥ 実習に係る大学、病院等への支払い経費は原則として大学負担とするが、交通費は自己負担とする。海外実習などはそれぞれに規定による。
- ⑦ Post-CC OSCE(臨床実習終了後 OSCE)の受験は全員必須である。
- ⑧ 服装・身だしなみはこれまでの臨床実習同様である。下記を参照すること。
- ⑨ 必ず健康診断受診のこと。健康調査票は、4 月 14 日(木)(日程変更が必要)までに提出のこと。また、B 型肝炎ワクチン接種、インフルエンザワクチン接種、QFT(クオンティフェロン検査)は原則として必須。また、四種ワクチンについても接種済み(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎)であること。詳細は兵庫医科大学病院「感染性疾患防止対策」参照のこと。新型コロナウイルスのワクチンについては大学の指示に従うこと。従わない場合は実習ができない。なお受け入れ先病院の基準により実習できない場合もある。
- ⑩ 患者さんとのいさかい、医療関係者、研究指導者などとのトラブルは厳禁である。内容によっては懲罰、不合格もあり得る。ただし、著しく不合理な場合は速やかに大学に申し出ること。
- ⑪ 白衣、術衣、スクラブなどのまま学外へ出ること、店舗の利用などは厳禁。上に上着やコートなどを着用しても不可である。第4 学年次で講義を実施したように、医学生といえども利益相反(COI)については注意を払う必要がある。卑近な例として、製薬企業等からの文房具や食事提供等の便宜供与を要求してはならない。また企業名・製品名入りの筆記具・ファイル等を患者さんの前で使用することは好ましくない。
- ⑫ 実習時間中は当然禁煙である。大学敷地内および周辺道路等、学外の実習施設は禁煙エリアである。白衣着用のまま飲食店等で喫煙した場合も厳罰に処す。

最後に

この実習に協力していただいている医師、医療関係者、研究者、ボランティア関係者はすべて無償である。これらの方々の善意で学ばせて頂いていることを肝に銘じて真摯な態度で実習すること。6 年間の締めくくりに対応しい充実した期間となるよう期待する。